

いじめ調査に関する検証

鹿児島県教育委員会

令和3年1月

目 次

I	はじめに（経過）	2
II	調査の概要	
1	学校による基本調査の概要	4
2	鹿児島県いじめ調査委員会による調査の概要	5
3	鹿児島県いじめ再調査委員会による調査の概要	6
III	いじめ調査に関する検証	
1	重大事態発生前の学校の対応について	7
2	重大事態発生後の学校の初期対応について	11
3	基本調査の実施方法等について	13
4	学校等の家族への対応について	16
IV	いじめの有無及び重大事態との関連の有無の認定について	
1	重大事態発生といじめの関連の有無に係る調査結果について	18
V	総括	21

I はじめに（経過）

滋賀県大津市で平成23年10月に中学2年生の男子生徒が自殺した事案など、全国でいじめを巡る問題が深刻化したことを受け、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定された。同法は、いじめを禁止し、国及び学校に対し、いじめ防止基本方針の策定を義務づけ、学校にいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置くこと、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、いじめの重大事態に対処するために設置される組織や調査等について定めたものである。

同法の制定を踏まえ、県では、平成26年3月、「県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定し、県内の公立学校において、いじめの問題を自分のこととして捉え考える機会として、「いじめ問題を考える週間」を設定して、いじめの未然防止に努めることとし、児童生徒のいじめの実態等を把握するためのアンケートの活用やスクールカウンセラー等を活用したりして、いじめの早期発見に努めることとした。また、各学校において、いじめがあるということが確認された場合は、学校は直ちにいじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保して、いじめを行ったとされる児童生徒に対して適切に指導する等、組織的な対応を行うこととした。

こうした中、平成26年8月、県立高校1年に在籍していた男子生徒が自死するという事案が発生した。この事案について、県教育委員会は、家族からの重大事態が発生したとの申立てを受けて、鹿児島県いじめ調査委員会条例に基づき、平成27年10月、鹿児島県いじめ調査委員会（以下「原調査委員会」という。）を設置した。原調査委員会は、平成29年3月、重大事態の要因となるいじめの存在を特定することはできないとしながらも、生徒の心身の状態に関するアセスメントや学校と家庭の連携、特に欠席連絡の重要性等について指摘する内容の調査報告書（以下「原調査報告書」という。）をまとめた。

原調査報告書の指摘を受け、県教育委員会では、生徒が発する微かなサインに気付くためのアンケートを年数回実施することや生徒が欠席した場合には保護者と情報を共有すること等を各学校に周知した。

また、当時、全国的にいじめ防止対策推進法に基づく対応がなされていなかったなどの状況を踏まえ、平成29年3月、国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことから、県教育委員会では、これらを各学校に周知するとともに、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにするために、同年10月に県の基本方針を改定した。

その後、平成30年3月、鹿児島県いじめ再調査委員会条例に基づき、鹿児島県いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）が設置された。再調査委員会は、平成31年3月、当該生徒が心理的苦痛を感じる「いじめ」がそれなりの頻度で繰り返されており、いじめを中心とする学校における事情が自死に大きな影響を与えたと認められるとし、学校や教職員がいじめについて正しい認識を持つこと、教職員間の連携や情報共有、生徒が欠席した場合の確認や連絡等について指摘する内容の調査報告書（以下「再調査報告書」という。）をまとめた。

再調査報告書の指摘を受け、県教育委員会では、同年4月、各学校において再調査報告書を活用した研修を実施することや法に規定されたいじめの定義に基づいて積極的にいじめを認知すること、いじめ問題については学校いじめ対策組織により迅速かつ的確に対応すること、生徒が欠席した場合には保護者に対して確認・連絡を行うこと等について各学校に周知した。

また、県教育委員会として、県立高校において前途ある生徒のかけがえのない命が失われたことを重く受け止め、調査報告書において指摘されていることを踏まえ、当時の教職員への聴き取りも行いながら、再発防止のために、重大事態発生後の学校及び県教育委員会の初期対応の在り方や、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針に基づいた基本調査の在り方、家族への対応の在り方等について検証を行うこととした。

II 調査の概要

1 学校による基本調査の概要

(1) 基本調査の趣旨

基本調査は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後、速やかに着手する全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

（「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）抜粋）

(2) 調査方法・内容等

○ 聴き取り調査（70人）

- ・ 平成26年8月22日から26日まで、教頭2人が教職員に対する聴き取り調査を個別に実施。
- ・ 聴き取った内容は、当該生徒の所属する学級や部活動等での様子、友人や教職員との関係、性格面や学習面等で把握していること。

○ 指導記録等の確認

- ・ 日常的な指導記録等の確認。

(3) 調査により得られた情報

○ 教職員からの聴き取り

- ・ 学習面、生活面ともに特に注意を受けるようなことはなかった。運動が得意で、クラスマッチでも活躍した。（学級担任及び副担任）
- ・ 授業では積極的に発表するなど、ムードを盛り上げるタイプであった。（教科担任）
- ・ ソフトテニス部に所属し、一生懸命練習に取り組んだ。（部活動顧問）

○ 指導記録等の記載事項

- ・ 特に目立った記録等はなかった。（生活の記録）
- ・ 交友関係は良好で、友人も多い。部活動の仲間が中心であった。（教育相談等の記録）

2 鹿児島県いじめ調査委員会による調査の概要

(1) 経緯等

- 平成27年6月17日、家族が県教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生したとの申し入れ書を提出。
- 平成27年10月13日、県教育委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うために、鹿児島県いじめ調査委員会条例（平成26年鹿児島県条例第37号）に基づき、鹿児島県いじめ調査委員会を設置。
- 平成27年12月17日、第1回鹿児島県いじめ調査委員会開催。
- 平成29年3月30日、鹿児島県いじめ調査委員会が調査報告書と提言をまとめ、県教育委員会に提出し、その概要を公表。

(2) 調査委員

- 委員長：大坪治彦（大学教授）
- 委員：赤崎安隆（精神科医）、片平眞理（臨床心理士）、鴨志田祐美（弁護士）、地頭方匡（人権擁護委員）

(3) 委員会開催期間（回数）

- 平成27年12月17日から平成29年3月30日まで（計27回）

(4) 調査内容・方法

- アンケート調査（対象者数309人、回答者数293人）
基本調査後に学校が実施したアンケート調査（対象者数328人、回答者数272人）を踏まえ、当該生徒と同学年の生徒や同部活動の生徒に対し、当該生徒との関係性や当該生徒に関わるエピソード等について、アンケート調査を実施。
- 聴き取り調査（回答者数103人）
生徒（3人）、教職員（88人）、県教育委員会関係者（8人）、家族（3人）等に対する聴き取り調査を実施。生徒については、学校と調査委員会が実施したアンケートを踏まえて、生徒及び保護者の同意が得られた生徒に対し、調査を行ったが、協力を得られた生徒は少なかった。
- その他
当該生徒の家族の意向を踏まえ、携帯電話会社に対する当該生徒から副担任への通話記録に関する照会や自転車販売店に対する当該生徒の自転車のパンクに関する聴き取りを行うとともに、事案に係る学校及び県教育委員会の保管資料の提出を求め、調査のための資料とした。

(5) 調査結果

- 当該生徒の自死の要因となるいじめの存在を特定することはできない。

3 鹿児島県いじめ再調査委員会による調査の概要

(1) 経緯等

- 平成29年12月5日，家族が県教育委員会に対し，意見書を提出。県教育委員会は同月14日，同意見書を添えて，県知事へ原調査委員会の調査結果を報告。
- 平成30年1月11日，県知事と家族との面会が行われ，県知事は，いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく知事部局による再調査の実施を決定。
- 平成30年3月9日，鹿児島県いじめ再調査委員会条例（平成30年鹿児島県条例第1号）に基づき，鹿児島県いじめ再調査委員会を設置。
- 平成30年6月24日，第1回鹿児島県いじめ再調査委員会開催。
- 平成31年3月27日，鹿児島県いじめ再調査委員会が調査報告書をまとめ，県知事に提出・公表。

(2) 調査委員

- 委員長：甲木真哉（弁護士） ○ 副委員長：河内祥子（大学准教授）
- 委員：板井俊介（弁護士），河崎醇二（教育相談委員），福田みのり（大学准教授）

(3) 委員会開催期間（回数）

- 平成30年6月24日から平成31年3月27日まで（計18回）

(4) 調査方法・内容

- アンケート調査（対象者335人，回答者136人）
原調査報告書及び家族から提供された意見書を踏まえて，いじめが疑われる4つのエピソードの詳細な内容等について，当該生徒と同学年の元生徒や同部活動の元部員に対し，アンケート調査を実施。
- 聴き取り調査（回答者数46人）
元生徒（18人），教職員及び県教育委員会関係者（14人），家族・当該生徒の中学時代の友人等（14人）に対する聴き取り調査を実施。いじめが疑われる事実の認定のみならず，当時の学年や部活動の様子等についても広く聴取できるよう，なるべく多くの元生徒を対象とし，聴き取りを実施した。なお，元生徒1人は書面での質問・回答となった。
- その他
現地調査（教室やカバン棚，トイレの位置や状況等の確認），専門家からの意見聴取を行うとともに，家族や当該高校，県教委からも必要な資料等の提供を受けた。

(5) 調査結果

- X君は，クラス内において，少なくとも納豆巻きをカバンの中に入れられたり，スリッパを隠されたりする「いじめ」を受けており，それ以外にも「いじり」や「からかい」という形で，X君が心理的苦痛を感じる「いじめ」がそれなりの頻度で繰り返されていたと認定できる。
- いじめを中心とする学校における事情がX君の自死に大きな影響を与えたと認められる。

Ⅲ いじめ調査に関する検証

1 重大事態発生前の学校の対応について

(1) 原調査報告書の要旨

ア いじめそのものを認知できなかった点について

- (ア) ひとりの児童生徒に多く注がれていた「眼」は次第に少なくなっている一方で、児童生徒も本音を出そうとしない。こうしたなか、大人たち特に学校の教師は、教育のプロであるからこそ、その「気付く力」を高める必要がある。
- (イ) 不登校に限らず、いじめの早期発見など児童生徒の微かなサインにいち早く気付くためにも、こうした心理アセスメントは有効であり、「学校楽しいーと」の開発県であるからこそ、更なる利用が強く望まれる。
- (ウ) いじめに限らず、自死を考えている児童生徒が辛く苦しい状態を発信しなかったことの原因を発信しなかった児童生徒本人にあるとするのは無責任な態度である。「聴いてもらえない」、「訴えても何にもならない」、「どうせ取り合ってもらえない」、「誰でもそうだよと言われるだけ」、「弱音を吐いてどうすると言われるだけ」といったことがあるから、口をつぐまざるを得ない状態にしているのは周囲である。

イ 生徒のうつ状態に気付けなかった点について

- (ア) 児童生徒の心身の状態のアセスメントや具体的な支援のためには、学校と家庭が効果的に連携することが重要であることは言うまでも無い。児童生徒の無断欠席の防止や所在の確認といったいわば消極的な理由ではなく、学校を休む生徒への多面的な見取りや支援のために、「学校を休む」という事象は大きなキーポイントである。
- (イ) 正課の授業であるかどうかに限らず、高等学校であれば、課外授業（補習）、各種学校行事、部活動といった教師がその欠席を把握することができるものについて、情報を保護者と共有することは極めて重要なことである。さらに、その欠席を保護者がどう受け止めるかを教師が把握することも生徒の支援のためには大切な視点であろう。

(2) 再調査報告書の要旨

ア いじめそのものを認知できなかった点について

- (ア) 重大事態発生前に、学校側はX君に対するいじめがあったことを認知していなかった。
- (イ) 納豆巻きがカバンに入れられた件については、すぐに学校側が認知できなかったのはやむを得ない面がある。一方で、スリッパが隠された件については、担任教諭自身もX君のスリッパ探しを手伝っており、これが他の生徒によるいじめであることを把握できる機会があった。
- (ウ) いじめそのものを認知できなかった点について、学校側に大きな問題があったとまで評価することはできない。ただし、スリッパの件でいじめの可能性を感じた担任教諭が、他の生徒にも何かX君に関して変わったことはないか確認していれば、その前に起きていた納豆巻きの件についても把握することができた可能性がある。
- (エ) また、このようなエピソードがあったことが副担任に適切に引き継がれ、あるいは部活動顧問も含めた他の教職員と情報共有できていれば、夏季補習の2度にわたる3日連続の欠席や部活動合宿における孤立した様子等に表れていたX君の精神状態や所属感の減弱に気付き、そこから本人をケアしていく過程でいじめを認知し、なおかつX君の自死を防ぐことができた可能性がある。
- (オ) 担任1人でクラスの授業のほとんどを受け持つ小学校とは異なり、高校では担任教諭だけで生徒の状況を十分に把握することは難しく、まして担任教諭が入院することになれば、より生徒に関する引継ぎや情報共有は重要だったはずであり、上記のよう

な情報共有や引継ぎの不足は問題であったといえる。

イ 生徒のうつ状態に気付けなかった点について

- (ア) いずれの電話連絡や電話確認についても、X君本人からの連絡や回答だけで、保護者等への確認まではしていないため、本当は家族に内緒で欠席していたという事情を自死に至るまで学校側は把握できていなかった。
- (イ) かかる連続欠席は、X君がうつ状態あるいはそれに近い状態であったことを指し示す重要な表れだったはずであるところ、当時担任教諭が入院していたために、2人の副担任がそれぞれに対応していたことから、連続欠席によるX君の問題に気付かなかったばかりか、保護者からの連絡も保護者への確認もないまま3日間の連続欠席が2回続いているということ自体もきちんと把握できていなかった。これは、各副担任による確認不足という面以上に、副担任間での情報共有の欠如に大きな問題があったと考えられる。
- (ウ) 母親に内緒で欠席していることまで把握できていれば、単なる体調不良による欠席ではないということも把握することができ、家庭訪問してX君に直接会うなどしてX君の精神状態に気付くことができた可能性があった。
- (エ) 部活動合宿においてX君が孤立しているように見える状況を上級生部員は確認しており、上述したとおり、これもX君のうつ状態や所属感の減弱状況の表れであった可能性が高いが、顧問教諭はこれに気付かず、そのような状況があったことを把握したのはX君が自死した後であった。
- (オ) 仮に、部活動顧問に対して前期夏季講習で3日間連続欠席していたことや、母親に内緒で欠席していたことが伝わっていれば、部活動顧問としてもX君の様子を気にかけて、X君が孤立しているような状況を確認することができた可能性があり、X君の精神状態に気付くことができた可能性もあった。
- (カ) 担任教諭が入院中であったという事情があるにしても、欠席時の電話確認及び欠席状況の教職員間の情報共有に重大な問題があったと言える。

(3) 考察

原調査報告書では、教師の「気付く力」を高める必要があることやいじめの早期発見など児童生徒の微かなサインにいち早く気付くためには、心理アセスメントが有効であり、その利用が望まれること等の指摘がなされている。また、正課の授業であるかどうかに限らず、課外授業（補習）、各種学校行事、部活動といった教師がその欠席を把握することができるものについて、情報を保護者と共有することは極めて重要なことであり、その欠席を保護者がどう受け止めるかを教師が把握することも生徒の支援のためには大切な視点であるとの指摘がなされている。

再調査報告書では、スリッパの件でいじめの可能性を感じた担任教諭が、他の生徒にも何か当該生徒に関して変わったことはないか確認していれば、その前に起きていた納豆巻きについても把握することができた可能性があること、このようなエピソードがあったことが副担任に適切に引き継がれ、あるいは部活動顧問も含めた他の教職員と情報共有できていれば、当該生徒の精神状態や所属感の減弱に気づき、そこから本人をケアしていく過程でいじめを認知し、当該生徒の自死を防ぐことができた可能性があるとの指摘がなされている。また、2人の副担任がそれぞれに対応していたことから、連続欠席による当該生徒の問題に気付かなかったばかりか、保護者からの連絡も保護者への確認もないまま3日間の連続欠席が2回続いているということ自体もきちんと把握されておらず、教職員間の情報共有の欠如に大きな問題があったとの指摘がなされている。

当時、当該校では、日常的な生徒観察や毎学期のいじめアンケートを含む生活実態調査

により生徒の悩みやいじめの把握に努めていた。また、教育相談では一人一人の生徒にいじめの有無を確認し、何か気になることがあったら、すぐに教職員等に相談するよう声かけを行っていた。その上で、気になる生徒については学年会で情報を共有して個別に対応していた。当該生徒については、授業や部活動において特に心配な様子は見られない生徒であり、教育相談では悩み等の相談はなく、保健室への来室も一回もなかったため、学校は当該生徒がうつ状態であるとは認識していなかった。

いじめの防止等のための対策については、生徒指導委員会を学校いじめ対策組織として設置し、いじめ問題への対応に当たっていた。当該生徒については、友人関係は良好であり、部活動内でのトラブルも見られず、変わった様子はなかったこと、教育相談等において、いじめや悩みについて話題にならなかったことなどから、学校は当該生徒に対するいじめを認識していなかった。

欠席連絡については、生徒が欠席する場合は、原則として保護者からの電話連絡をお願いしていたが、生徒が自分で連絡してきた場合は、生徒からの連絡内容を総合的に勘案した上で、保護者に確認することとしていた。当該生徒については、授業においては他の生徒よりも積極的に発言し、授業を盛り上げてリードする役割を果たしており、部活動にも熱心であった。また、教育相談では悩み等の相談はなく、保健室への来室も一回もなかったため、保護者に連絡しなければならない生徒とは考えていなかった。また、当該生徒の欠席について保護者は知っているものと思っていた。

調査報告書の指摘や当時の当該校の状況を踏まえると、学校及び教職員は、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、アセスメントのための質問紙を活用したりすることで、児童生徒の微かなサインに気付き、いじめをはじめとする児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握していく必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に開わりを持ち、いじめを積極的に認知するとともに、児童生徒等からいじめの発見・相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する必要がある。学校及び教職員は児童生徒の微かなサインやささいな兆候に気付き、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わることにより、児童生徒に関する情報共有や引き継ぎ、授業日等における生徒の動静の把握や保護者への欠席連絡等を適切に行い、教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、個々の児童生徒に対応する必要がある。

本事案を踏まえて、県教育委員会では、各学校に対して、児童生徒の様子をきめ細かく観察したり、児童生徒の中にはサインを出さない（出せない）者もいるため、アセスメントのための質問紙を積極的に活用したりしながら（年5回以上）、児童生徒の心身の状態や友人関係等を把握し、ささいな兆候であっても教職員間で情報を共有し、保護者や関係機関と連携して対応するよう指導しているところである。

いじめの防止等のための対策については、法や基本方針等に基づき、学校いじめ対策組織が中心となって組織的に取り組み、いじめを認知した場合は、教職員が情報を共有し、保護者や関係機関と連携して、その解消を図るよう指導しているところである。また、いじりやからかいでも心の大きな傷となり自死に至ることもあり得ることから、いじめを正しく捉えることの重要性や教職員間の連携及び情報共有のあり方を明確に定めておくこと、欠席が生徒による重大なメッセージの発信である可能性があること等について、再調査報告書を活用した職員研修を必ず実施することとし、いじめ問題に対する実効性の高い取組を実施するよう指導しているところである。

欠席連絡については、保護者からの連絡がなく児童生徒が欠席した場合や児童生徒本人から欠席連絡があった場合、学校から保護者へ必ず確認することとし、長期休業中の課外授業や部活動においても同様に対応するよう指導しているところである。また、学校は

保護者が家庭での様子や行動から子供の異変に気付いたり、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合、速やかに学校へ連絡し、連携して対応するための協力体制を整えるよう周知している。

各学校では、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題について教職員の共通認識を図るために、再調査報告書や「教職員用 いじめ対策必携」（県教育委員会 令和2年3月改訂）等を活用した職員研修を必ず実施し、全ての教職員が法に基づくいじめの定義を正しく理解し対応することとしている。

また、日常的な児童生徒の見守り、定期的なアンケートや教育相談等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいるところであり、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを積極的に認知するようにしている。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、学校いじめ対策組織において児童生徒に関する情報を共有し、組織的に対応しながら、保護者や関係機関とも連携して、いじめの解消に向けた取組を行うとともに、学校からいじめの報告を受けた県教委においては、学校に対する必要な支援や助言等を行うこととしている。

当該校においては、日常的な取組として、毎朝、学年会を実施し、生徒に関する情報を共有しており、事案発生の翌年からは毎学期、「学校楽しいーと」等のアセスメントのための質問紙を活用するとともに、令和元年度からは無記名式と併せて記名式のいじめアンケートをとり入れ、いじめの早期発見につなげている。

教職員がいじめを把握した場合は、生徒指導委員会を中心に生徒・保護者の意向を踏まえて調査等を行い、指導方針等を定め、組織的に対応することとしている。対応に当たっては、生徒・保護者へ事実関係や指導方針等を丁寧に説明し、保護者と協力して指導等に当たるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用を図っている。

また、生徒が欠席する場合は、原則として保護者から学校へ連絡することとし、欠席連絡がない場合、又は生徒が自分で連絡してきた場合は、学校から保護者へ必ず確認することとしている。

2 重大事態発生後の学校の初期対応について

(1) 原調査報告書の要旨

ア 家族の意向を正確に確認しないまま、告別式に生徒を機械的に多数参列させるなど、家族に対する配慮が不足していた。

イ 聴き取り調査の結果、指摘すべき点として、第1に、この事案発生直後に当該生徒を直接指導した教諭の中に宿題未提出等への指導など学習への圧力が自死の要因になっていないかという懸念があり、そのことが、たとえば、いじめや交友関係への視点を曇らせているのではないか。その結果、本調査委員会は、この直後の聴き取り調査からは、ほとんど有益な情報を得られなかった。

ウ 第2には、当該生徒が、入学後1学期しか過ごしていないとはいえ、当該生徒を知っている教師が学級担任や教科担任以外ほとんどいないということなど、当該高等学校における教師と生徒間の関係の希薄さは気になるところである。

(2) 再調査報告書の要旨

ア X君の自死の翌日、学校側は警察からの問い合わせにより、その事実を把握しているが、その後のX君の家族との対応について、教師2年目だった副担任一人に任せてしまっている。

イ 副担任は、十分な経験がない状態の中で、関わった生徒の自死という事態に直面し、受け止めきれずに混乱していたのであり、そのことが結果的にX君の家族の学校側の対応への不信につながっているとみえる。

ウ 重大事態発生後の対応については、学校全体で組織的に行うべきであり、特に家族への対応は、その心情への配慮という観点からも、また責任ある情報提供や情報収集を行うという観点からも、管理職が直接行うことを原則とすべきであって、教員2年目の副担任に任せきりのような状態となっていた学校側の初期対応には問題があったと言える。

(3) 考察

両調査報告書では、学校及び県教育委員会の家族との関わりについては、家族の心情に配慮した対応が行われず、家族に対して、大きな不信を与えたとの指摘がなされている。

再調査報告書では、「副担任一人に任せてしまっている」、「そのことが結果的に家族の学校側の対応への不信につながっていった」、「重大事態発生後の対応については学校全体で組織的に行うべき」との指摘がなされているが、当時、当該校では、管理職の指示を受けて、副担任が家族への連絡を行っていた。

調査報告書の指摘や当時の当該校の状況を踏まえると、学校の初期対応の在り方が家族と学校側との信頼関係の構築のためには重要であることを十分に認識した上で、家族への対応を含め、重大事態発生後の対応は組織的に行われる必要があり、家族への対応や基本調査等を行うために管理職を中心とする組織が学校全体で動けるよう、学校いじめ対策組織を活用して対応する体制を整える必要がある。

本事案を踏まえて、県教育委員会では、各学校に対して、事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、校長の指揮の下、学校いじ

め対策組織等が中心となって全教職員で役割分担を行い、県教育委員会や関係機関（警察等）とも連携し、家族への対応や基本調査等を学校全体で直ちに行うよう指導しているところである。また、家族への対応については、原則として管理職が行い、家族の心情に配慮しながら、家族のケア等に取り組むとともに、家族の意向を踏まえながら、基本調査を実施し、基本調査の経過や基本調査で得られた情報等について家族に丁寧に説明することとしている。さらに、平成29年3月、国の基本方針が改定され、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたこと、同年10月に県の基本方針が改定されたことから、その趣旨を踏まえ、個別の事案における家族の状況等にも配慮しながら丁寧に対応するよう指導しているところである。

各学校では、再調査報告書を活用した職員研修の実施等を通して、重大事態発生後の対応については、学校全体で行うべきであり、特に家族への対応は、その心情に配慮することや責任ある情報提供や情報収集を行うという観点から、管理職が直接行うことを原則とし、学校の組織的な対応や家族の心情に配慮した対応等を行うための体制を整えとともに、重大事態が発生した場合は、国の指針等に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して対応することとしている。

3 基本調査の実施方法等について

(1) 原調査報告書の要旨

ア 当初、家族から自死であることを秘匿して欲しいという要請を受ける中、教職員に対する調査のみを実施しているが、現行のいじめ防止対策推進法の下では生徒からの情報の収集については、自死の秘匿があったとしても、もっと積極的になさなければならず、いじめの有無に関わらず、こうした情報収集が、後になって自死の要因が検討されるとき重要な実証資料となるはずである。

イ 教職員対象の聴き取り調査に関しては、その聴き取り内容以前に大きな不備があるとしている。第1に聴取者が1名（教頭）であり、記録がその教頭によってなされている点である。提出された資料からは、音声記録の有無等の記載も無く、記載内容の信頼性が担保されていない。

ウ 第2に、聴取事項は県教委指導主事からの指導助言を受け不足していないが、聴き取り調査の対象は法令では全教職員となっているのに、本事案では学校管理職（校長・教頭）が対象となっていない。

エ 子を自死で亡くすという親にとって極めて辛い出来事が生じたとき、親はその兆候を掴んでいれば親として何かできたのではないかという無念さがあるのは当然であり、当該生徒の自死がいじめに起因するものである可能性があるということは言うまでも無いが、こうした親の無念さを考えたとき、基本調査報告書に前期夏季課外授業（補習）の3日間の欠席については記載があるものの、直近の後期夏季課外授業（補習）の3日間の欠席が記載されていないことに憤りを感じるのは親として家族として素直な感情であり、家族は、警察官からその事実を知らされており、「欠席したときに高校の先生が私に知らせてくれていれば」と思うのも当然だとして、調査の結果、不注意による記載漏れという以上のことは検証されないが、学校が「自死を防げたのではないか」という視点を持たずに報告書を作成したと指弾されても仕方が無い不注意ミスである。

オ 家族の強い要求を受けて、事案発生後半年以上たって実施された生徒対象のアンケート調査に関しては、この種のアンケートとしては文部科学省が提示するアンケートのひな形に沿ったものではあるが、この時点でのアンケート調査として、ここで初めて自死を明らかにしたのであれば、自死ということを用意していたか、自死と知らされての受け止めなど、調査すべきことはあったのではないかとも思われ、その意味で明らかに不十分な調査である。

カ このアンケート調査で、本事案では初めていじめを疑わせる記載が登場している。スリッパ隠し、カバンの中へ納豆、告別式斎場のトイレでの生徒の発言内容、仲間はずれの4点である。いずれにしても記載は極めて少数の生徒によってなされていること、伝聞の形での記載が多いこともあり、本委員会としての再調査の必要性を感じさせた。

(2) 再調査報告書の要旨

ア 学校は文部科学省が定めた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」にしたがって基本調査を行ってはいるが、基本調査報告書には、前期夏季補習の欠席状況については記載があるものの、直近の後期夏季補習の欠席状況については記載自体が存在しない。

イ 同報告書の案を作成した教頭やその他の管理職、教育委員会関係者に対する個別聴き取り調査では、当該記載の欠落は、意図的なものではなく、単純な書き洩らしであると

の回答であったが、本事案のように自死直後には自死の原因や背景事情が不明な事案においては、自死直前に学校を3日間欠席していたことは自死の原因や背景事情を検討する上で数少ない客観的事実であり、自死の原因や背景事情を真摯に調査していたならば、この3日間の欠席時の状況（学校側への連絡の有無や内容、保護者が欠席を把握していたか否か、当該生徒は欠席している間どのように過ごしていたか等）を可能な限り調査し、その結果を基本調査報告書に記載するはずであり、その記載を書き洩らすということはおおよそ考え難いが、記載が漏れているというのは、学校側がX君の自死について真摯に調査していなかったことを示している。実際、学校側はこの3日間の欠席に関してX君の家族に対する聴き取り調査をほとんど行っていない。

ウ 指針においては、基本調査の中で亡くなった生徒と関係の深かった生徒への聴き取り調査も行うことが示されており、同じ部活動の生徒に対する聴き取りは部活動顧問から行われているが、同じクラスの生徒については、極めて少ない人数の生徒からの聴き取りしかなされておらず、自死を伏せた状態での聴き取り調査となるため一定の制約はあるにしても、少なくともX君が所属していると思われるグループの生徒に対しては聴き取りを行うべきだったと言え、この点でも基本調査に大きな問題があったと言える。

(3) 考察

原調査報告書では、基本調査について、法や指針等に照らして、もっと積極的に調査をすべきであったこと、調査内容の信頼性が担保されていないこと、学校が気づき、当該生徒を救うことができた可能性があるという視点がなかったことの指摘がなされている。

また、再調査報告書では、基本調査報告書に記載すべき内容を書き漏らすということは、学校側が当該生徒の自死について真摯に調査していなかったことを示していること、生徒への聴き取り調査の範囲が狭かったことなどの指摘がなされている。

当時、当該校では、事案発生後、平成26年7月に文部科学省から示された「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に係る重大事態発生後の基本調査の在り方について、県教育委員会と確認をしながら、当該生徒に関する指導記録等の確認や教職員からの聴き取り調査を行ったが、当初の家族の意向を踏まえて、当該生徒と学級や部活動等において関係の深かった生徒への聴き取り調査は行っていなかった。副担任や部活動顧問が告別式参列前後に当該生徒と仲の良かった学級や部活動の一部の生徒に対しては、当該生徒に最近変わった様子はなかったか尋ねたが、特に変化に気付いている生徒はいなかった。

また、基本調査報告書に記載すべき内容を書き漏らしていたことについて、学校は事案発生後から県教育委員会へ事案に係る事実関係や対応状況等を説明する中で、後期夏季補習の3日間の欠席についても報告しており、基本調査報告書への記載が漏れていたことは意図的なものではなかった。当時、県教育委員会は基本調査の実施や基本調査報告書の作成に当たり、当該校と連絡・確認をしていたが、結果として記載漏れに気付くことができなかった。

調査報告書の指摘や当時の当該校の状況を踏まえると、学校及び県教育委員会は自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として基本調査を実施し、当該事案の公表・非公表に関係なく、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を正確かつ迅速に整理した上で、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、とりまとめた基本調査の経過及び整理した情報を精査し、家族に説明する必要がある。また、学校及び県教育委員会は基本調査の趣旨や調査項目、調査方法等を詳細に確認した上で、家族との関わり方に配慮しつつ、関係機関等との連携・協力を図りながら、児童生徒の指導記録等の確

認や全教職員からの聴き取りを迅速に行うとともに、平成29年3月に文科学省から示された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の趣旨を踏まえれば、亡くなった児童生徒と学級や部活動等において関係の深かった児童生徒への聴き取り調査等を状況に応じて適切に行う必要がある。

本事案を踏まえて、県教育委員会では、各学校に対して、基本調査の実施に当たっては、事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して基本調査を実施し、その経過や基本調査で得られた情報等について家族に丁寧に説明するよう指導しているところである。また、平成29年3月、国の基本方針が改定され、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたこと、同年10月に県の基本方針が改定されたことから、その趣旨を踏まえた対応を行うよう指導しているところである。特に、亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り調査を行う場合は、家族の理解が必要であり、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴うが、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「家族が希望する場合は、調査の実施や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校や県教委は家族の意向を的確に把握し、調査方法を工夫して調査を進めること」と示されていることから、亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り調査の実施については、家族の要望・意見を十分に聴き取りながら適切に判断しなければならないことに留意するよう指導しているところである。

各学校では、再調査報告書を活用した職員研修の実施等を通して、国の指針に基づく基本調査は自死の原因や背景事情を可能な限り調査するものであること、（自死を伏せた状態での生徒への聴き取り調査には一定の制約はあるが、）亡くなった生徒と関係の深かった生徒への聴き取り調査を可能な限り行うことなど、重大事態発生後の学校の組織的な対応や家族の心情に配慮した対応、基本調査等を行うための体制を整えるとともに、重大事態が発生した場合は、国の指針等に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して基本調査を実施することとしている。

4 学校等の家族への対応について

(1) 原調査報告書の要旨

ア 基本調査報告書に前期夏季課外授業（補習）の3日間の欠席については記載があるものの、まさに直近の後期夏季課外授業（補習）の3日間の欠席が記載されていないことに憤りを感じるのは親として遺族として素直な感情と考える。遺族は、警察官からその事実を知らされており、「欠席したときに高校の先生が私に知らせてくれていれば」と思うのも当然であろう。

イ 遺族の要望で実施された臨床心理士による生徒の自死抑止のための校内研修において遺族が希望したとしても、その内容が我が子の自死を経験したばかりの遺族の陪席のもとで実施可能な内容であったのかについての吟味が不足している。また、母親が事案発生直後に自分自身を責めていたのに、校長、2名の副担任をはじめとする学校側の問題を追及し始めたことに対して、自死遺族の心情理解の不足により適切な対応を欠き、対立関係を作ってしまった。

ウ 県教委の高校の生徒指導担当指導主事が実質1名のため、所管する課内で情報共有が十分でなく、県教委として情報共有がなされていると思っている遺族から見たときに、その対応に少なからず配慮が欠けていると感じる結果になった。

エ これらのことは、学校の遺族への対応が望まれる「癒し」とは全く逆の結果を生み、こうしたプロセスを経て、ますます、当該学校や県教委と遺族の「対立」を強めることになったと判断される。

(2) 再調査報告書の要旨

ア 指針においては、基本調査における亡くなった生徒の家族との関わりについて、「事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、家族の心情にも配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する」とされており、これは、亡くなった生徒の家族への聴き取りも当然必要な調査であることを前提としつつ、その調査のやり方や進め方について注意喚起しているものであるが、学校側は、事案発生から時間が経過して以降も家族から状況確認しようとすることも、その打診をしようとすることもなく、結局家族からの状況確認をまともにしないまま基本調査報告書をまとめてしまっておりその結果、家族には1学期中に1日欠席しており、前期夏季補習中にも3日欠席したこと自体知らされず、その後の県教委とのやりとりで基本調査内容を知らされた際に、初めてこの4日間の欠席を知るに至っている。

イ このような対応は、基本調査の方法としても誤っているのみならず、家族に対しても、自分たちの話に全く耳を傾けないまま基本調査結果を出されたという不満を残す結果となり、さらに自死に関わる重要な情報を知らされていなかったことにもなり、家族への対応としても極めて問題があったと言える。

ウ 基本調査報告書の作成と並行して、担任教諭が毎月自宅を訪問し、家族と話をしているが、担任教諭はX君の自死の前後は入院しており、基本調査報告書の作成にも直接携わっておらず、訪問に関して事後に校長に報告はしていたものの、あくまでも個人的な思いからの自宅訪問であった。つまり、学校としての組織的な対応としての自宅訪問ではなく、担任教諭は調査結果についての詳細な情報提供も受けておらず、自死前後のX君の状況や出欠状況等を把握しきれていなかった。そのような担任教諭だけで家族とやりとりをしても、家族からの意見や質問等に十分に対応できるはずもなく、一方で

家族はこの担任教諭の自宅訪問を学校としての組織的な対応であると捉えていたために、ずれが生じ、そのことでかえって家族からの不信を増幅させる結果となっている。

(3) 考察

両調査報告書では、学校の家族に対する心情理解の不足により適切な対応を欠いたこと、学校としての組織的な対応がなかったことなどが、家族からの不信を増幅させる結果となっているとの指摘がなされている。

当時、当該校では、家族から事を大きくしないでほしい、気持ちの整理がついていないのでそっとしておいてほしい、調査は必要ないと言われたことを踏まえて対応していたが、月命日に担任等が自宅を訪問した際、母親から、なぜ欠席連絡をしなかったのかと指摘された。学校及び県教育委員会は当初の家族の意向を踏まえて、家族への対応や基本調査等を行ったが、平成29年10月に改定された県の基本方針では、「家族の心情は時間の経過とともに揺れ動くこと、定期的な関わりの中で心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある」旨、示されていることを踏まえると、家族への対応に当たっての心情理解が十分ではなかったと考えられ、当時の校長ら管理職や担任は、当時を振り返って考えれば、もっと丁寧に説明すべきであったと述べている。

調査報告書の指摘や当時の当該校の状況を踏まえると、学校が基本調査を実施するに当たっては、亡くなった子供を最も身近に知っている家族の協力が不可欠であり、家族の心情にも配慮し、事後の接触を可能とするような関係性を構築する必要がある。また、重大事態に際して、家族のあらゆる情報を知りたいという心境は自然なことである一方、心理的に不安定になったりすることもあることから、家族への対応については、その心情の理解や心情の変化の把握に努め、家族の思いに配慮しながら丁寧に対応するとともに説明を尽くし、その要望・意見等を十分に聴き取りながら、信頼関係の構築に努める必要がある。

本事案を踏まえて、県教育委員会では、各学校に対して、事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、校長の指揮の下、学校いじめ対策組織等が中心となって全教職員で役割分担を行い、県教育委員会や関係機関（警察等）とも連携し、家族への対応や基本調査等を学校全体で直ちに行うよう指導しているところである。また、家族への対応については、原則として管理職が行い、家族の心情に配慮しながら、家族のケア等に取り組むとともに、家族の意向を踏まえながら、基本調査を実施し、基本調査の経過や基本調査で得られた情報等について家族に丁寧に説明することとしている。さらに、平成29年3月、国の基本方針が改定され、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを踏まえ、同年10月に改定された県の基本方針では、家族の心情は時間の経過とともに揺れ動くこと、定期的な関わりの中で心情の変化にもしっかりと寄り添う必要があることが示されていることを踏まえて対応するよう指導しているところである。

各学校では、再調査報告書を活用した職員研修の実施等を通して、国の指針において、「重大事態発生後の基本調査における家族との関わりについては、家族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する」と示されていることを踏まえて、重大事態発生後の学校の組織的な対応や家族の心情に配慮した対応等を行うための体制を整え、るとともに、重大事態が発生した場合は、国の指針等に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して対応することとしている。

IV いじめの有無及び重大事態との関連の有無の認定について

1 重大事態発生といじめの関連の有無に係る調査結果について

(1) 原調査委員会の要旨

ア 結論

当該生徒の自死の要因となるいじめの存在を特定することはできない。

イ 理由

- ① アンケートや聴き取り調査等の結果、いじめが背景に存在する可能性のある5つのエピソードが明らかになったが、これらのエピソードの背景に、当該生徒に対するいじめの事実が存在することを断定できないため、自死の要因として、認定することはできない。
- ② このように結論づけていることが、とりもなおさず当該生徒に対するいじめが真実存在しなかったということにはならない。
- ③ 職員からの事情聴取や家族の要求を受けて学校が実施したアンケートが不十分だったことや、委員会による生徒への聴き取り調査の時期が大学受験と重なったため、協力を得ることが難しかったことなどから、いじめを特定するための十分な情報が得られなかった。

(2) 再調査委員会の要旨

ア 結論

X君は、クラス内において、少なくとも納豆巻きをカバンの中に入れられたり、スリッパを隠されたりする「いじめ」を受けており、それ以外にも「いじり」や「からかい」という形で、X君が心理的苦痛を感じる「いじめ」がそれなりの頻度で繰り返されていたと認定できる。

いじめを中心とする学校における事情がX君の自死に大きな影響を与えたと認められる。

イ 理由

- ① 原調査におけるアンケートや個別聴き取り調査においても、また今回行ったアンケートや個別聴き取り調査においても、上記エピソード以外に、X君に対する具体的ないじめについて言及する回答はなかった。その一方で、今回行ったアンケートや聴き取り調査の回答によれば、X君が亡くなった後に、X君が自死した理由について話題になったことは、クラス内や部活動内に留まらず、他のクラスの同級生内でもあったようだが、その際に話が挙がったのが納豆巻きの件やスリッパの件であった。X君のことを心配していたと思われる同じ部員らの話でも、納豆巻きやスリッパの話以上には事情を知らないことからすれば、X君に対するいじめに当たる行為としては、納豆巻きをカバンの中に入れたり、スリッパを意図的に隠したりするよりも分かりやすいいじめがあったと考えるのは難しい。
- ② 納豆巻きやスリッパほどではなく、また執拗なものではないにしても、X君に対する「いじり」や「からかい」が繰り返されていた可能性は高く、そのことにX君が心身の苦痛を感じていたと考えられ、X君へのいじめが上記2つに限定されるわけではない。
- ③ いじめをきっかけとするクラス内での所属感の減弱を中心とする複合的な状況の中で、X君はうつ状態ないしそれに近い精神状態に至り、学校、特にクラスに行くことが苦痛となった。心理的視野狭窄の状態から、学校に行けない状態となっている自分が家族や学校に対しても負担となるのではないかという負担感の知覚も相まって、自死に至ったと考えられる。

(3) 考察

原調査報告書では、いじめを特定するための十分な情報が得られなかったことからいじめの存在を特定することはできないとしているのに対し、再調査報告書では、原調査委員会の報告書に基づいて具体的な聴き取り調査やアンケートを実施し、それらによって得られた新たな情報等によって、当該生徒がいじめを受けていたこと、それ以外にも「いじり」や「からかい」という形で、当該生徒が心理的苦痛を感じるいじめがそれなりの頻度で繰り返されていたこと、いじめを中心とする学校における事情が当該生徒の自死に大きな影響を与えたことが認められるとしている。

原調査報告書では、いじめを特定するための十分な情報を得られなかった要因として、学校の教職員を対象とした聴き取り調査の聴取方法や家族の要求を受けて学校が実施したアンケートの設問が不十分だったこと等の指摘がなされている。また、当初、家族から自死であることを秘匿してほしいという要請を受けて、教職員に対する聴き取り調査のみを実施しているが、生徒からの情報の収集については、自死の秘匿があったとしても、もっと積極的になされなければならないとの指摘がなされている。

当時、当該校では、家族の要望を踏まえて、基本調査後に当該生徒と関係の深かった生徒に対するアンケート調査を実施した。本調査は、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、学校及び県教育委員会と家族が話し合いを行った上で、作成・実施されたものであり、その結果は学校及び県教育委員会から家族へ説明がなされた。

調査報告書の指摘や当時の当該校の状況を踏まえると、基本調査におけるいじめの有無をはじめとする様々な情報収集が後に自死の要因を検討する際や再発防止策等を検討するに当たっての重要な実証資料となることを認識し、家族との関わりを通じて基本調査を実施する必要がある。また、平成29年3月に文部科学省から示された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえれば、亡くなった生徒と学級や部活動等において関係の深かった生徒への聴き取り調査等を状況に応じて適切に行う必要がある。

本事案を踏まえて、県教育委員会では、各学校に対して、基本調査の実施に当たっては、事案が発生した際は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して基本調査を実施し、その経過や基本調査で得られた情報等について家族に丁寧に説明するよう指導しているところである。また、平成29年3月、国の基本方針が改定され、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたこと、同年10月に県の基本方針が改定されたことから、その趣旨を踏まえた対応を行うよう指導しているところである。特に、亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り調査を行う場合は、家族の理解が必要であり、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴うが、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「家族が希望する場合は、調査の実施や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校や県教委は家族の意向を的確に把握し、調査方法を工夫して調査を進めること」と示されていることから、亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り調査の実施については、家族の要望・意見を十分に聴き取りながら適切に判断しなければならないことに留意するよう指導しているところである。

各学校では、再調査報告書を活用した職員研修の実施等を通して、国の指針に基づく基本調査は事案に係る事実やその過程をできる限り明らかにし、家族の事実に向き合いたいとの要望に応えるものであることや今後の再発防止への課題を考え、学校の自殺予防の取組の活かすものであることなど、その趣旨を理解し、重大事態発生後の学校の組織的な対

応や家族の心情に配慮した対応、基本調査等を行うための体制を整えるとともに、重大事態が発生した場合は、国の指針等に基づき、家族の意向を踏まえながら、県教育委員会と連携して基本調査を実施することとしている。

V 総括

今回の両調査報告書の指摘を踏まえた検証を通して、いじめの防止等のためには、いじめ防止対策推進法並びに同法に基づき文部科学省が示したいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に沿って対応することが重要であることが改めて認識された。

いじめの未然防止については、児童生徒が周りの児童生徒や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるような学校づくりを行っていくことが重要である。このような取組の成果を上げていくためには、どのような取組をどのような目的で実施するかを学校全体で確認しながら、学校いじめ対策組織が中心になって日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、アンケート調査を定期的に行い、その結果を検証するなどの取組をしていく必要がある。

再調査報告書では、いじめについての正しい認識の重要性が指摘されており、いじめの態様や特質、いじめについての指導上の具体的な留意点等を校内研修や職員会議等を活用して周知し、常に教職員全員の共通理解を図っていかなければならない。また、児童生徒に対しては、全校集会や学級活動等を活用して日常的にいじめについて触れ、「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に浸透させていくことが必要である。その際、いじめに関する授業等を学校いじめ対策組織の教職員や管理職が行うことで、学校にはいじめの防止等の対策のための組織があり、しっかり活動していることを児童生徒や保護者等に認識してもらうという姿勢は有効であると考えられる。

いじめの早期発見については、「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、いじめは周囲が気づきにくく判断しにくい形で行われることをしっかり認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、兆候に気付いた段階から複数の教職員で組織的に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知していかなければならない。そのためには、常に児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒から発せられる小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員が相互に児童生徒の変化についての情報交換を行うとともに、授業日等における生徒の動静の把握や保護者への欠席連絡等を適切に行い、保護者と情報を共有し、教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、個々の児童生徒に対応しなければならない。

本事案においては、学校及び教職員がいじめを認知していなかったこと、生徒が欠席した際の保護者との確認や連絡、教職員間の連携や情報共有が不十分であったこと等が指摘されていることから、本検証に際して、当時の教職員に対し、当時の状況や気付いていたこと等について改めて聴き取りを行ったが、基本調査で得られた情報や、原調査委員会や再調査委員会による調査結果の内容以上の新たな情報は得られなかった。なお、その際、生徒の精神状態に気付いてあげることができればよかった、欠席について保護者に連絡していればよかった等、当時を悔いる言葉も聞かれた。

これらを踏まえると、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談による、いじめの実態把握に取り組むことが必要であり、また、学校での児童生徒の状況の保護者への連絡や家庭訪問等はいじめを認知するための機会ともなる。また、保健室や相談室の利用、学校内外の相談窓口等について児童生徒や保護者等に広く周知し、安心していじめや悩み等の相談をできる体制を整備していくことによって、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気や学校内につくることが大切である。こうした取組によって得られたいじめに係る情報は、学校いじめ対策組織を通じて学校全体で共有することが必要である。

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合には、学校いじめ対策組織で直ちに情報を共有し、関係児童生徒に対する聴き取りやいじめの事実の有無の確認を行い、保護者への連絡や県教育委員会への報告等、速やかに組織的に対応し、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援等を行う必要がある。なお、関係児童生徒及び保護者への指導・支援等に際しては、県教育委員会と連携して対処しながら、心理学・教育学等の専門家の協力を得て、教育的配慮を行うとともに、犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認めるときは、関係機関に相談・通報して、いじめの深刻化を防ぎ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがないようにしなければならない。

重大事態が発生した場合の対応については、国の指針に基づいて背景調査を実施することとされている。そのうち基本調査は、事案発生（認知）後、速やかに着手し、学校がその時点で持っている情報及び調査で得られた情報を迅速に整理するものである。学校は当該児童生徒に関する指導記録等の確認や、所有物の状況の確認・集約、学級や部活動等に関する情報の収集に当たらなければならない。また、全教職員からの聴き取り調査を実施することとされており、主に当該児童生徒の学級や部活動等での様子、周りの児童生徒や教職員等との関係、当該生徒の健康や性格、学習状況、進路希望等及び家族関係や学校外での活動のこと等について各教職員が把握していることを集約しなければならない。また、当該児童生徒と関係が深かった児童生徒への聴き取り調査の実施に際しては、児童生徒の心のケアに努めることや自殺の事実が伝えられていない場合には、児童生徒への調査には制約を伴うが、家族の意向を的確に把握し、ガイドラインの考え方を踏まえた対応を行うこと等に留意しなければならない。

基本調査の実施に当たっては、家族との関わりや関係機関との協力等に留意しなければならない。特に家族の心情に配慮し、当該生徒の状況等について確認をするとともに、警察等との協力や情報共有も必要である。調査の実施に当たっては、当該生徒を最も身近に知っている家族の協力が不可欠であることから、家族が調査に切実な心情を持つことを理解し、要望や意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要がある。家族のあらゆる情報を知りたいという心境は自然なことであり、調査で得られた情報の内容や説明の時期等をあらかじめ説明しておくことも必要である。

県教育委員会としても、かねてから重大事態の発生に係る緊急対応に関する研修やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を得られる体制の整備など、重大事態発生後の迅速・的確な対応を推進するための危機対応の体制を整えておくとともに、重大事態が発生した際には、生徒指導監及び指導主事、スクールカウンセラー等の専門家を直ちに学校に派遣するなどして、学校が家族への対応や生徒の心のケアなど、危機対応の態勢を整えるための必要な指導・支援を積極的に行っていく必要がある。

本事案については、設置された2つの調査委員会のいずれからも学校及び県教育委員会の対応には課題があったことが指摘されるとともに、その指摘は、いずれもいじめ防止対策推進法の趣旨や現行のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に沿った対応を求めていることを今回の検証を通じて改めて認識したところである。そのため、県教育委員会においては、平成31年4月以降、全ての県立高校において、再調査報告書を活用した職員研修を実施するよう指導している。県教育委員会としては、本事案を忘れることなく、いじめ防止対策推進法の精神に則って、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処に取り組むことにより、同種の事態の発生の防止に努めるとともに、万が一、重大事態が発生した場合には、同法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に忠実に従った対応を行っていかなければならない。

